

戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階)(案)に対する意見募集の結果について

1. 概要

戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階)(案)について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間 平成 19 年 3 月 1 日(木)から 3 月 15 日(木)まで
- (2) 告知方法 環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法 郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見提出数

70 通(324 件) [内訳] 民間企業関係 28 通
 団体関係 12 通
 自治体関係 1 通
 自然保護団体・NPO 等関係 13 通
 個人 16 通

3. 意見の内容とそれに対する考え方

NO	意見の対象項目	意見の概要	意見に対する考え方(案)
1	1. ガイドラインの目的	法的根拠のないガイドラインという位置付けでは実施の確保が難しいと考えるので、SEA を義務付ける法制化を早急に実現すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見 9 件)	第三次環境基本計画に沿って SEA の制度化に向けて取組を進めるに当たっては、本ガイドラインを踏まえた実施事例を積み重ね、実効性等の検証を行うことが必要であると考えています。
2		SEA が成功するか失敗するかは、事業者の姿勢にかかっている。住民とともによりよい選択肢を選びとることを SEA 制度導入の理念とすべき。	SEA の目的の周知、実施事例の紹介等を行い、計画策定者等をはじめ公衆等関係者の理解を促し、SEA の効果的な実施を図ることが必要であると考えています。
3		SEA においては事業の目的あるいは事業によって解決がされる問題についてのチェックも含むべきである。なぜならば、影響を受ける環境の度合いと、事業の目的等とを比較する必要があるからである。	本ガイドラインでは、ご指摘の点は事業者において適切に評価・配慮等がされることを前提としています。事業の目的等については、複数案の設定や評価項目の手法の選定を行うに当たって計画特性として把握することとしております。
4		SEA においては環境影響のほか、地域社会、地域経済などへの影響をも考慮に入れ評価を行うべき。 (ほか同様の趣旨の意見 7 件)	SEA は環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上を目指すものであり、ご指摘の点については、本ガイドラインに則して各計画に適切な環境配慮が組み込まれることにより、計画策定者等において適切な検討が行われると考えています。

5	<p>現在の環境影響評価制度は実施されるのが意思決定過程の遅い段階であるため一定の限界や弱点があるという視点を目的に取り込み、SEA の「有用性」を明らかにし国民の理解を得ることが必要である。</p>	<p>本ガイドラインが対象とする事業の位置・規模等の検討段階での SEA は、複数案の環境的側面の比較評価により留意すべき環境影響の把握等を行い、計画の検討に反映させることにより持続可能な社会の構築することを目的とするものであり、事業の実施段階における環境影響評価のような定量的、詳細な予測を目的とするものではないと考えています。SEA の目的の周知、実施事例の紹介等を行い、計画策定者等をはじめ公衆等関係者の理解を促し、SEA の効果的な実施を図ることが必要です。</p>
6	<p>本ガイドラインは、全体のうちの一番事業段階に近いところを対象にしており、将来的に包括的な SEA 制度を進めていく計画であることを説明しておいたほうがよい。</p>	<p>複数の事業の実施による複合的・累積的な影響の評価方法の検討等環境影響の評価技術の充実、計画策定プロセスの調査等を行いつつ、今回検討しなかった上位の計画及び政策の決定に当たっての SEA について更に検討を進める必要がある旨を記述しました。</p>
7	<p>PI がすでに実施されている事業においては、まず SEA を実施し、環境に関する問題をクリアした上で PI を実施すべき。</p>	<p>それぞれの計画での SEA の実施については本ガイドラインを踏まえて関係省庁等が個別のガイドライン等を作成し、その取組を進めることを期待しています。</p>
8	<p>SEA は、政策や各種計画の環境負荷について、あらゆる選択肢・手段の中で最小のものを選択する意思決定手段として用いるべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり SEA は上位計画や政策の決定における環境配慮のための仕組みであると考えています。</p>
9	<p>重要なのは「事業に先立つ早い段階で」という時期そのものではなく、諸元や立地等の「検討段階であること」なので「事業の枠組みを与える計画等の決定に当たり」などとする方が適切。</p>	<p>ご意見のとおり SEA の検討結果を計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図ることが SEA の目的であると考えています。</p>
10	<p>「事業に先立つ早い段階で、・・・」と記述されているが、時間的な数値を明記すべきである。環境影響評価法の第一条の「あらかじめ」と「事業に先立つ早い段階」との違いが明確でなく、SEA という概念そのものが極めてあやふやである。このような曖昧さで EIA、SEA と2回も環境影響評価を求めるのは屋上屋を架するもので期間の長期化、コスト増を招くこととなる。</p>	<p>計画の検討手順等は計画によって異なっており、SEA の実施に係る期間を共通的に定めること等は難しいと考えています。また、早期の段階で環境的側面について検討を適切に行うことにより、法に基づく環境影響評価の段階での事業内容の検討の手戻りを回避することにも資すると考えています。</p>
11	<p>このガイドラインはフレキシブルなものでない、ガイドライン自体が負の役割に変わる場合も考慮されることを附帯しておくべき。</p>	<p>本ガイドラインによる手続きは、計画策定者等が行う対象計画の策定や参画・協働のプロセスを画一的なものとするを目的とするものではありません。また、対象計画の特性、事業の特性、事案の性質等に応じた柔軟な取扱いを妨げるものではないこと、複数案の設定や評価項目や手法の選定を行うに当たって、計画特性及び地域特性の把握を行い、それを踏まえて検討することが必要と考えています。</p>

12	SEA 導入の目指すものは、“sustainable development”“sustainable society”にあると考える。そのため、「著しい環境影響」等と謳う「環境」とは狭義の環境だけでなく社会環境なども含めた広義の「環境」であると明示（定義）するべき。	計画検討の際に本ガイドラインを踏まえて環境配慮が行われることで環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上が検討され、持続可能な社会の形成が図られると考えています。
13	環境に影響を与えてまでも行なう事業であるのかという必要性について、関係住民が納得しうる客観的な検討が十分なされなければ、これまでの事業段階アセスメントと変わらない。したがって、2行目の「複数案」にゼロ案が事業を行わない案を含むことを明記されたい。	事業を行わない案は、それが現実的である場合や他の施策の組み合わせ等により対象計画の目的を達成できる案を設定し得る場合等にはそれを複数案に含めるものとする、複数案に含めて考えることが現実的でない場合でも対象計画にかかる事業を行わない場合に将来の環境の状態の悪化が予測される場合や事業の実施により現況の環境の改善が見込まれる場合等には、評価の参考として示すことが必要である旨を記述しています。
14	「著しい環境影響」という言葉は、事業の位置・規模の段階では、把握することは非常に困難である。特に「著しい」という表現は事業者の主観的判断になるので「著しい」という言葉は使わない方がよい。	「著しい」の語は環境影響程度を示すものとして環境影響評価法でも使用されています。
15	「環境影響の回避又は低減」は、「環境影響の回避、それが不可能な場合には最小化、低減」に修正。まずは回避、それが実施できない場合には最小化、低減を図るべき。	ご指摘の「環境影響の最小化」は「低減」に含まれると考えています。
16	「事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るため」とあり、現在の環境アセスメント制度にて実施できていないと考える内容があれば具体的を明らかにするとともに、SEA を実施することによってどのように改善されるのかも含め、記載すべき。	SEA の導入により、検討の幅が限られてしまうために環境の保全に有効な案の検討が行えない等の事業の実施段階の環境アセスメントの限界を補い、計画に環境配慮を適切に組み込むものであり、持続可能な社会の構築に資すること、また、早期の段階で環境的側面について検討を適切に行うことにより、事業の実施段階の環境アセスメントでの事業内容の検討の手戻りを回避することにも資すると考えています。
17	「上位計画」が何を指すのか不明なので定義を明確にすべきである。「上位計画」という用語の解説(定義)がないので、このガイドラインの内容及び必要性が全く分からない。	このガイドラインの対象とする計画は、環境影響評価法に規定する第一種事業を中心として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に枠組みを与える計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものを想定しています。
18	「SEA の共通的な手続、評価方法等…」と記述されているが、SEA の対象は国、地方自治体での取組に限定すべきことを明確に記述すべきである。第3次環境基本計画にあるように SEA の対象は国、地方自治体での取組が対象であって、民間の事業計画に対してこの概念を持ち込むのには反対である。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	第三次環境基本計画の記述は SEA の対象を「国、地方自治体での取組に限定」する趣旨ではないと考えており、本ガイドラインの検討においては、民間事業についても検討の対象としてきました。

19	2. 対象計画	SEA 導入ガイドライン策定にあたっては出来る限り自然環境保全の立場から対象事業を広くする方向で検討されたい。	本ガイドラインは、計画策定者等に SEA の実施を促すことを目的とするものであり、環境影響評価法に規定する第一種事業を中心として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に枠組みを与える計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものから実施を促すことが適当と考えています。
20		第一種事業と限定せず、現況の土地利用、環境を考慮して、対象計画の規模を選定すべき。	
21		「第一種事業及び第二種事業を想定」とする。	
22		対象となる規模を明確にして欲しい。小規模なものについては、その影響範囲が小さいことが予想されることから自主的な取り組みとして欲しい。	
23		「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業」として、環境影響評価法に規定する第一種事業とした理由・具体的根拠を明確にして頂きたい。	
24		「第一種事業を中心として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を対象事業とする考えは、環境への影響は事業の規模の大きさだけではないため、SEA として機能することが難しいと考える。SEA が必要だと国民から要請されれば実施可能なシステムを制度に組み込むことを求める。	
25		企業にとって現在の経済情勢において戦略から事業化に時間を要することは大きな障害となっており、国内の競争力を落ち込ませる要因となっている。環境影響評価の仕組みを十分に検討し、当該戦略的アセスを導入しても、全体の工程が2年未満に収まるように組み立てるべきである。	計画の検討手順等は計画によって異なっており、SEA の実施に係る期間等を共通的に定めることは難しいと考えています。
26		対象計画について、環境影響評価法では13の事業が対象となっているが、これらが対象となるのか、これらの中から特定の業種が SEA の対象となるのか、対象が追加されるのか具体的にお示し願いたい。	今回は、これまでの環境影響評価の経験や実績の積み重ねを基礎として、現行の環境影響評価法の対象事業に係る計画を対象に検討を行い、本ガイドラインを示しました。それぞれの計画での SEA の導入は、関係省庁等が個別のガイドライン等を作成し、その取組を進めることを期待しています。
27		上下水道は、一事業当たり小さい規模であっても全国的に数が多く将来に渡り継続するものであり、上位計画等の策定プロセスに追加すべき。	
28		空洞化の目立つ湾岸工場地域やコンビナート地域における産業の再生や活性化向上は重要な社会的要求であり、企業同士の連携による産業活性化が大きな要素となっている。このためには、民間企業の活力を生かすような制度の運用が必要である。工業専用地域や工場地帯における事業を、本ガイドラインの対象から外すことを明確にすべきである。	
29		法令化されれば、地方自治体において条例化され、上乘せにより対象事業が増えることも危惧される。また、事業前に2度も審査を受けるという手間と時間を要求されることになり、計画段階でアセスメントを行うことは、事業計画の遅延や競争力の減退を招くことを懸念する。	
30		SEA を行うか否かを対象計画策定者の裁量に任せてはならない。環境省	本ガイドラインは計画策定者等に SEA の実施を促す

	<p>が明確な基準を定めるべきである。また、住民や学者の要望があり環境省が認めた場合に、基本となる基準要件以下でも実施することとすべきである。</p>	<p>ものであり、環境影響評価法に規定する第一種事業を中心として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に枠組みを与える計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものから実施を促すことが適当であると考えています。それぞれの計画での SEA の導入は関係省庁等が個別ガイドライン等を策定し、今後取組を進めることが期待されます。</p>
31	<p>本ガイドラインの対象とならない計画が、地方自治体が設ける同様の制度の対象となるべきケースなどが想定されるので、地方自治体制度との調整や手続のみなしなどについて配慮をしておくことが必要である。</p>	<p>本ガイドラインは現在の環境影響評価法の対象事業を中心に検討しました</p>
32	<p>対象は、第一種事業だけでなく第一種事業と定義された以外の公共事業および民間事業で地域環境に影響を及ぼすすべての事業とすべき。したがって、「6. その他(2)民間事業者等の取扱い」は削除。 (ほか同様の趣旨の意見3件)</p>	<p>今回は、これまでの環境影響評価の経験や実績の積み重ねを基礎として、現行の環境影響評価法の対象事業に係る計画を対象に検討を行い、本ガイドラインを示しました</p>
33	<p>風力発電事業については、アセス法の対象事業とすべきである。また、位置・規模の検討段階において環境影響を予測・評価し、住民に公開し意見を反映させることが重要なため、SEAを導入すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	
34	<p>複数の異なる事業が同時期に実施される場合、その複合的な影響について評価ができるようにすべき。 (ほか同様の趣旨の意見1件)</p>	<p>複数の事業の実施による複合的・累積的な影響の評価方法の検討等を行う必要がある旨を記述しました。</p>
35	<p>SEAの長所の1つは、現行の環境影響評価法では評価し難い「累積的影響」が計画段階から評価可能となることにある。よって、SEA実施を促す対象の計画について累積的影響をもたらす計画であるか否かをもスクリーニングすべき。</p>	
36	<p>「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」という規定には、「規模の基準値以下」の事業を事業者が提案してくることにより、ザル法にされる。拡大するパッチワーク式事業提案への歯止め策を今度こそ準備すべき。</p>	
37	<p>規模が小さくても環境に重大な影響がある場合や程度の判断が分かれる場合があり、「第一種事業を中心として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業...」は、「第一種事業を中心として、環境への影響がでるおそれがある事業...」とされたい。</p>	<p>ご指摘の記述振りは環境影響評価法の用例等を踏まえたものです。</p>
38	<p>「第一種事業を中心として、・・・」を「第一種事業の内、・・・」と修正すべきである。本ガイドラインの目的は10ページの6.(1)に例示されている「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガ</p>	<p>本ガイドラインが対象としている「事業に先立つ早い段階」では事業の規模が明確でないものがあるため、このような記述としました。</p>

		<p>イドライン」に欠けている「環境面からの検討」を補足し、省庁間の垣根を越えて国として統一の取れた環境政策を推進することを意図したものであるか」と推測している。このためには、本ガイドラインが対象とする分野を環境影響評価法第二条に規定されている「第一種事業」と限定すべきであり、ガイドラインだからといって安易に「中心として」などと曖昧な表現を用いるべきではない。</p>		
39	3. 実施主体	<p>事業者であれば、種々の意見の中で「工事を進めて良い」とする意見を採用したくなるのは当たり前であり、「環境への影響が大きそうだと分かったから、やりかけた事業をやめる」という判断をするのは、容易なことではない。「計画策定者が環境影響評価を行うこと」に、根本的矛盾があるのではないか。</p>	<p>SEA は、対象計画や事業の特性、対象計画の検討経緯、設定可能な複数案、検討すべき配慮事項及びそれらを検討すべき適切な時期等について最も知見を有し、また各方面から必要な情報を適時に収集できる対象計画の策定者等が自ら評価を行うことが適当であると考えています。計画策定者等が自ら評価を実施するに当たっては、評価の信頼性、客観性等の確保のために公衆等の関与を得ることが必要と考えています。</p>	
40		<p>実施主体を対象計画策定者とする場合には、評価自体の質の確保、意見・提案の広範囲からの収集、評価結果の反映、について環境省等が保証すべきである。</p>		
41		<p>実施主体は第三者機関にすること。第三者機関が計画策定者から説明を受けながら、SEA をすすめることによって中立性を確保して頂きたい。</p>		
42		<p>実施主体が計画策定者等ではアセスの客観性・信頼性は確保できない。第三者機関によって行なわれるべきである。したがって、修正案としては、計画策定者、事業の位置・規模を第三者機関（例えば環境省に環境アセスメント局など設置する）に公表し、第三者機関が、当該事業について計画策定者案及びゼロ案を含む複数案作成を公募し、案の客観性と透明性を確保する。第三者機関は当該事業に関するステークホルダーによる検討委員会を設け、公募案を選定する。これらにかかる経費は計画策定者が負担するものとする。</p>		
43		<p>計画策定者の恣意的な判断で実施を遅らせ SEA として機能しないことが考えられる。環境審議会のような機関を置き、計画策定者に SEA の実施を求める権限を与えればこのような問題の発生を防止できるのではないか。</p>		
44		<p>評価機関を設置する場合、評価会議の発言者名を含む議事録の完全公開、自由傍聴、委員（専門委員・小委員含む）から官僚 OB の排除、委員（同上）から事業実施主体から研究費等を受け取っている学者の排除、委員（同上）及び事務局員が事業主体から金銭や接待等を授受することを犯罪と定めることを基本とすべきである。</p>		
45		<p>意思決定者と計画策定者が異なる場合がある。その場合、上位のものとするのかどうか。（国交大臣か地方整備局長か）</p>		<p>個別の計画種における SEA の導入は関係省庁等により今後検討されることになっています。</p>
46		<p>計画策定者について国や地方公共団体は除くような記載が見られるが、開発行為自体は誰が策定者であっても周辺住民に対する影響は変わらないの</p>		<p>本ガイドラインは現在の環境影響評価法の対象事業を中心に検討しました。</p>

		で、他省庁の開発案件も同じ評価方法で処理できるよう一本化して、特例を設けることのないようにしていただきたい。		
47		「自主的」という表現には任意性を連想させる面がある。環境影響評価は任意の取組を前提としたものではないから、ここは「主体的」とするのが適当。	平成12年の本研究会報告から引用しました。	
48		計画策定者を実施主体とする理由を列挙しているところに、「当該計画に係る事業の特性を熟知している」という点を加えておくべき。	ご意見を踏まえ、修正しました。	
49		「知見を有するもの」には知事、町村長、行政と係わる地域名士に限定され、その土地に生活し、その事業の結果を享受すべきはずの人間は排除された。結果として地域は破壊され、地域に負債のみ残されることが続発している。地域一般住民のとの調整、その保障がどのように確保されるか。また、知見は大切であるが「円滑な」進行よりも「慎重な」計画が重要。	評価に当たっては、公衆等の関与を得ることが必要と考えており、その考え方を4.に記述しています。「公衆」はご指摘のように知事等に限定されるものではありません。	
50	4. SEA に関する手続等 (1) 基本的な考え方	SEA の進行には、第三者的な立場の機関が組織の監視や判定を織り込んでほしい。この機関、組織は、現在しばしば見られるような御用委員会のようなものではなく、責任と権限が明確な権威あるものであることが必要である。	評価の信頼性、客観性等の確保のために公衆、地方公共団体等の関与を得ることが必要としています。	
51		計画策定者自ら評価を実施する方法では、評価の客観性・信頼性は確保できず、情報公開も計画策定者に都合がよいものしか出さない可能性が高いため、第三者機関による複数案の評価結果について記した文書をわかりやすく作成するとされたい。		
52		SEA の導入に当たっては、複数案の設定プロセスにおける事業計画者とステークホルダーとのコミュニケーションをしっかりと組み込むことが求められる。		
53		環境影響があるかどうかを住民が判断する仕組み（例えば、対象事業でなくても「環境審査会」のような機関に申し入れれば検討される仕組み）を環境アセスの仕組みの中に組み込むように求める。		
54		制度の目的・成果を担保する仕組み（異議申し立て制度、第三者機関）を設けること。 （ほか同様の趣旨の意見1件）		
55		現行の EIA や、PI 手続きにおいて、主体間のコミュニケーションの促進を図る必要があると考えられ、本ガイドラインにおいても、積極的にコミュニケーションの導入を図るよう明示してはどうか。		
56		現行の事業アセスは、計画の必要性についての判断の機会すら住民にあたえられておらず、計画を根本的に見直すという選択ができない。早い段階での情報公開を強く望みます。		SEA の導入により、検討の幅が限られてしまうために環境の保全に有効な案の検討が行えない等の事業の実施段階の環境アセスメントの限界を補い、計画に環

			境配慮を適切に組み込むことができます。事業に先立つ早い段階で SEA を行い、計画の検討に反映させることが必要と考えています。
57		「交流のベース」の「ベース」という表現は意味が分からない。適切な表現とすべき。	ご指摘の表現は、評価文書には評価結果を科学的かつ客観的に検証可能な形で明らかにし、環境面からの情報を有する機関や専門家、公衆との間での環境情報の交換の基盤となる情報を提供する機能があるとの趣旨です。
58		民間事業においては現行制度で十分であり、SEA を導入する必然性はない。従って、該当箇所の削除を求めるものである。	本ガイドラインは環境影響評価法の対象事業を中心に検討しました。民間事業についても検討の対象となっています。それぞれの計画での SEA の導入は関係省庁等が個別のガイドライン等を作成し、今後取組を進めることが期待されます。
59	ア 公衆	「公衆」というと、良くも悪くも1つの方向に集約するというイメージがあり、今回の場合における「広く、様々な情報を保有している対象」という観点にはそぐわない。「国民」、「(地域)住民等」などが妥当と考える。	SEA は対象計画や事業の特性、対象計画の検討経緯、設定可能な複数案、検討すべき配慮事項及びそれらを検討すべき適切な時期等について最も知見を有し、また各方面から必要な情報を適時に収集できる対象計画の策定者等が自ら評価を行うことが適当です。評価の実施に当たっては、信頼性、客観性等の確保のために公衆の関与を得ることが必要と考えています。「公衆」の語は地域の住民より広い概念として使用しています。また、地域の環境の状況について知見を有する専門家も含むものとして考えているほか、地方公共団体が意見を提出する際に専門家の活用を図ることが望ましいと考えています。計画策定者等は対象計画に応じた情報の公開を行い、公衆等から環境の保全の見地からの意見を聴取し、その意見を踏まえて環境配慮を行うこととしています。また、公衆意見に対する計画策定者等の見解を評価文書に記述することとしています。
60		住民と事業者間の情報格差は住民から事業者への不信の種になりがちであるため、情報共有の重要性を SEA 制度の根幹に位置づけるべきだ。	
61		基本的には全ての公衆が意見を述べる権利を有し、対象計画策定者はその意見を聞いて答える義務を有することとすべきである。	
62		公衆は、当該環境等に関して幅広い知見を有するとともに、環境負荷の被害を受ける可能性も有するため、SEA への意思決定者として位置づける必要がある。	
63		本ガイドラインには環境に知見を有する専門家の位置づけがないが、当該計画に対する環境の知見を有する専門家や、専門に活動する市民団体の意見を必ず聞くこととすべきである。	
64		環境情報を保有している公衆（NGO）を予め全国規模、都市別、環境データの種類別に登録させる制度を是非作って頂きたい。	
65		公衆の意見の把握に加えて、それに対するフィードバックの重要性もガイドラインに明記されるべきです。	
66		「専門家等」は地域特性に詳しい地域内外の住民など広範な意味で捉えるべき。 (ほか同様の趣旨の意見 2 件)	

67		公衆の参画・協働を推進する点で、プロセスが不適切だった場合に必要に応じ環境省や自治体が意見を述べる仕組みが必要である。	ご指摘の点を踏まえ、今後コミュニケーションの充実等の取組を進めることが必要である旨を記述しました。
68		都道府県にある環境に関する団体・市民等で組織された公害監視委員会等の意見を聴取したほうがよい。	
69		本当に影響を受けるだろう住民の声をきちんと拾い上げるには、その地域にはどのようなステークホルダーがおり、その力関係はどうなっているのかということを中心に把握し、公衆参加の際には、「声の小さい」ステークホルダーの懸念を把握できる仕組み考えることが必要。	
70		EIA/SEA 実施の際の事業者と住民とのコミュニケーションの(具体的な)支援方策の検討を行なうべきである。本ガイドラインに事例等添付すべきである。	
71		PI については、まさに文字どおり「公衆包含」制度であって、東京外環では既に330回も会議を開いても殆ど進展が見られないばかりか、一方で、有識者会議が作られて、そこが PI を主導する傾向さえ見られる。PI ではなく、PC(Public Consultation)を推進すべき。	それぞれの計画種での SEA の実施方法は関係省庁等が今後個別のガイドライン等を作成し、取組を進めることを期待しています。また、コミュニケーションの充実については、今後取組を進めることが必要であると考えており、その旨を記述しました。
72		本ガイドライン案が、公衆の環境保全に向けた積極的な参画・推進を、実施主体に期待していることは重要です。特に、SEA が、スクリーニング・スコーピングなど、そのプロセスの早期段階において、公衆と実施主体とが直接的コミュニケーション(情報交流・交換)をもてる時間と場所とを共有することを、不可欠と考える。以上の考察に基づき、既存の国土交通省の「公共事業の構想段階における住民参加手続(PI)」は、本ガイドライン(案)に一本化され、行政(意思決定者)の意思決定に必ず反映されてこそ、わが国全体における適切かつ広義の環境影響の回避や低減に確実に活用され得ると考える。	
73		「PI における・・・活かされることが望ましい」とSEA の取り入れをお願いしているが、このような腰の引けた態度では SEA は制度として形骸化してしまう。SEA はPI の前提条件になるものである。	
74		「活かされることが望ましい」を「活かすこと」に修正すべき。「望ましい」では遵守されない。そうすべきという書きぶりに変えるべきである。	
75		環境問題は、国際的な問題も含まれ、地域だけの問題ではなくなっており、「公衆」の規定のなかにある「環境の保全に関する調査研究を行っている専門家等」の位置づけは非常に重要なので、削除しないでいただきたい。	
76	イ 地方公共団体	自治体の役割は単に周知徹底をすることや意見を言うことにあるのではない。住民や関係する環境に知見を有する専門家の知見を責任をもって最大限吸い上げ、それに基づいて環境負荷の最小化の観点から自治体自身の意見を決定し、対象計画策定者に提出することとすべきである。	本ガイドラインは、地方公共団体は計画策定者等が行う検討に必要な環境情報を提供するとともに、計画策定者等が行う評価において必要な環境情報に基づいた環境影響の把握及び複数案の比較が行われ、それらに

		基づいて環境の保全についての適切な配慮がされているかについて、SEA の目的を踏まえ、環境の保全の見地からの意見を述べることでしてしています。
77		自治体における SEA 条例の制定を促進させる記述を加えるべきである。昨今、自治体レベルにおける SEA 条例の制定が進んでいる。条例制定を奨励することも重要である。
78		地方公共団体が事業の実施主体となる場合も、第三者機関が評価を実施し、評価文書を周知するとされたい。
79		「図ることが望ましい」を「図ること」に修正すべき。「望ましい」では遵守されない。専門家は、積極的に活用すべきである。
80	ウ 国 (環境省)	環境保全の見地から国が意見を述べる場合、専門的立場からの意見が必要とされるのはもちろんのこと、その意見が第三者的立場からの意見であることが重要と考える。そのため、国が、他から指揮監督を受けることなく、独立して、SEA に関する審査に専念できる機関を設置することを提案する。当該機関には、専門的知見を備えた第三者的人材を適切に配すことが必要。
81		環境省の役割は周知徹底をすることや単に意見を言うことにあるのではない。評価自体の質の確保、意見・提案の広範囲からの収集、評価結果の反映、について環境省が保証する役割を担うべきである。
82		本ガイドラインに明記することはできないが、環境省の審査体制の充実や地方事務所の組織・人員の拡充、学識経験者の活用、環境情報整理・充実も検討すべきである。
83		SEA ガイドライン(案)にもとづいた各事業種のガイドラインの作成にあたっては、SEA の基本的な考え方・手続き・方法が骨抜きにならぬよう措置が必要であり、ガイドラインの実効性を高めるためにも環境省は積極的に関与すべき。
84		事業者自らが行う影響評価では客観性を高める必要があり、省庁から独立した委員会等の「公的な第三者機関」の設立が不可欠。
85		現在の環境アセスメント制度では、各事業に応じて主務省庁が決まっており、関与する国は環境省に限定されるものではないことから、「ウ 国(環境省)」の「環境省」に主務省庁を加えるべきと考える。
86		「必要な場合に」は削除すべき。本ガイドラインの記述の中でどのようなケースが「必要な場合」なのかが明記されておらず、あえてここで逃げ道
		本ガイドラインが、自治体において今後 SEA を導入しようと検討するに当たっての参考に供することも目的としていることを記述しました。
		計画の検討経緯等に最も知見を有する対象計画の策定者等が実施主体となることが適切と考えています。評価の信頼性、客観性等の確保のために公衆等の関与を得ることが必要としています。
		ご指摘のとおり、専門家を活用することで、評価の客観性や科学的な信頼性が高められると考えています。
		ご指摘の点については、SEA の効果的な実施のため環境省において検討していくことが必要と考えています。
		ご指摘の主務省庁は計画策定者等として実施主体に含まれるものとして整理しています。
		「必要な場合」の判断は環境省がするものと考えています。

		をすべきではない。 (ほか同様の趣旨の意見 3 件)	
87	(2)SEA の手続	対象計画策定者の柔軟性は、最低限のプロセスに上乘せするものであればよいが、SEA の質や適用範囲を引き下げるものであってはならない。基本的にその柔軟性は環境省が対象を把握し、もっぱら上乘せ側に対処すれば事足りると考えられる。	今後 SEA の目的の周知、実施事例の紹介等を行い、評価を行う計画策定者等に理解を促し、SEA の効果的な実施を図ることが必要である旨を記述しました。
88		評価方法・評価文書(案)の公表と意見の提出という手続きだけでなく、住民に対する計画策定者の説明責任や合意形成に繋がるコミュニケーションの必要性についても記述すべきである。	SEA は対象計画や事業の特性、対象計画の検討経緯、設定可能な複数案、検討すべき配慮事項及びそれらを検討すべき適切な時期等について最も知見を有し、また各方面から必要な情報を適時に収集できる対象計画の策定者等が自ら評価を行うことが適当です。評価の実施に当たっては、信頼性、客観性等の確保のために公衆の関与を得ることが必要と考えています。「公衆」の語は地域の住民より広い概念として使用しています。また、地域の環境の状況について知見を有する専門家も含むものとして考えているほか、地方公共団体が意見を提出する際に専門家の活用を図ることが望ましいと考えています。計画策定者等は対象計画に応じた情報の公開を行い、公衆等から環境の保全の見地からの意見を聴取し、その意見を踏まえて環境配慮を行うこととしています。また、公衆意見に対する計画策定者等の見解を評価文書に記述することとしています。また、コミュニケーションの充実については、今後取組を進めることが必要であると考えており、その旨を記述しました。
89		順応的な管理の考え方があるように手続きの流れの中にフィードバックの仕組みを設けるべきである。特に、複数案の設定自体が事前意見を反映していない又は納得できないものだった場合なども想定される。SEA の場合、方法書のステージは繰り返し行なうべきである。 (ほか同様の趣旨の意見 1 件)	
90		本ガイドライン案において、段階毎におけるコミュニケーションの方法(参加者や方式等)について記載した「コミュニケーション計画書」を明確に位置づけておくことが必要である。そのため、「SEA の手続」(p4)の「ア SEA 実施の発議」に先立ち、「コミュニケーション計画書の策定」を加えることが望まれる。	
91		意見が割れたとき、事業の影響範囲内に居住する住民による住民投票が円滑にできる制度を織り込んでほしい。	
92		住民の声を早期段階で反映することができる SEA となっていって欲しい。	
93		実施主体を第三者機関に変え、関連部分を修正されたい。	
94		「計画諸元が詳細に決まっていない段階」で、すでに調査、測量、検討等を行っている場合は、不確実性が高い情報であっても、すべてを公衆に公開しなければならないとすべき。	
95		例示の「説明会、文書またはインターネットによる縦覧」といった方法は、コミュニケーションの参加レベルとしては低いものであり、オープンハウスやワークショップといった参加レベルの高い方法も示すことが望ましいものとする。	
96		共通ガイドラインという点で全般的に曖昧な記述となっており、具体性に欠けることは否めない。より良いガイドラインとする為には、手続(プロセス)が分かりやすいフロー図をつけるべきである。また、本ガイドラインだけではなく、参考資料や事例をつけたものをセットとしてまとめるべ	それぞれの計画での SEA の実施方法については本ガイドラインを踏まえて関係省庁等が個別のガイドライン等を策定し、その取組を進めることを期待しています。
			ご指摘を踏まえ、SEA の目的の周知、実施事例の紹介等を行い、評価を行う計画策定者等をはじめ、公衆等関係者の理解を促し、SEA の効果的な実施を図ることが必要である旨を記述しました。

		きである。 (ほか同様の趣旨の意見 1 件)	
97		「計画諸元が詳細に決まっていない段階」で、「計画諸元が詳細に決まっていない」ことを理由に、所有情報を実施者が提供することを渋ることがないように工夫するべき。 (ほか同様の趣旨の意見 1 件)	
98		「異なるもの」の内容を具体的に明示すべきである。「計画諸元が詳細に決まっていない段階で行う手続」の内容が不明なため、何が「異なるものとなる」のかも特定できない。法令とはレベルが異なるといってもそれなりの指導性を期待するものであるならば、万人が容易に理解できるように詳細に記述すべきである。	計画諸元が決まっていないことから、計画毎に異なる進められ方をすることがあること等を想定した記述です。
99		「国の地方事務所は」に「地方自治体の協力を得て」を加える。	ご意見を踏まえて修正しました。
100	ア SEA 実施の発議	「実施の発議」の際、計画策定者等、環境省、地方公共団体は、SEA を行うことの重要性・意味について公衆の理解を促し、すべての手続き段階で公衆からの意見が多数出るよう支援し、また公衆による代替案の提出や事業者が提示する複数案に対するクロスチェックを促し支援しなければならないとすべき。 (ほか同様の趣旨の意見 2 件)	コミュニケーションの充実については、今後取組を進める必要がある旨を記述しました。
101		公表は、関係住民等に周知するよう、市区町村公報や HP に掲載する。	
102		発議自体を計画策定者が実施することは基本的には問題ないが、対象計画であるにも関わらず計画策定者が発議を行わない場合に、計画自体を無条件にストップさせる制度とするか、環境省が替わって発議することとすべきである。	
103	イ 評価方法の検討プロセス	評価方法の検討プロセスにおいても、具体的な項目を記述すべきである。例えば、ア計画策定者に関する手順、イ評価方法の検討に関する手順、工時期、評価方法の検討状況の公開に関する手順など分けて、具体的な手法を明記すべきである。	評価方法の検討プロセスは計画種等によって異なり、共通的な手続等を設定することは難しいと考えます。
104		評価方法の検討プロセス」においては、「公衆の意見を把握」した後、「対象計画の決定」に当たってはそれを反映し、反映しなかったものについては、その理由について応答しなければならないとすべき。 (ほか同様の趣旨の意見 2 件)	公衆意見に対する計画策定者等の見解を評価文書に記述することとしています。
105		評価は意思決定の手段と位置づけ、意思決定や結果と無関係な通過儀礼のマニュアルチェックになってはならない。	ご意見のとおりと考えており、SEA の検討結果を計画の検討に反映させることと記述しています。
106		評価方法書の段階で広範な環境情報にもとづいて行われるよう、住民・専門家等から意見を聴くことはもちろんのこと、地方公共団体や環境省が意	事業者は環境の保全の見地からの公衆の意見の他、地方公共団体から提供された環境の保全に関する情報を

		見を述べる手続きにすることが必要である。	踏まえて評価項目を選択することとなっています。コミュニケーションの充実については今後取組を進めることが必要である旨を記述しました。
107		評価項目については事業者が選択するようになっているが、周辺住民や評価する自治体、国からの選択項目の指定をできるようにしなければ、重大な項目の抜けが発生するので、周辺住民や評価する自治体、国により指定しなおすことができるようにすべきである。	
108		評価方法やその質、知見や意見把握の範囲については環境省が助言し、また基本的に意見を述べたい者は全て公聴会等で意見を述べるべきである	
109	ウ 評価文書の作成プロセス	「評価文書の作成プロセス」においては、環境省だけではなく、環境省のもとで、環境保護団体や学識経験者を含む審査諮問機関を設置し、意見を述べるようにすべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	ご指摘の点については、SEA の効果的な実施のため環境省において検討していくことが必要と考えています。
110		評価文書を計画策定者が作成するとしても、その内容や質を環境省や自治体が点検・精査し、単に一方通行の意見で裁量を計画策定者が持つのではなく、逆に環境省や自治体が主導するものとすべきである。	SEA は対象計画や事業の特性、対象計画の検討経緯、設定可能な複数案、検討すべき配慮事項及びそれらを検討すべき適切な時期等について最も知見を有し、また各方面から必要な情報を適時に収集できる対象計画の策定者等が自ら評価を行うことが適当です。評価の実施に当たっては、信頼性、客観性等の確保のために公衆の関与を得ることが必要と考えています。また、環境省は必要に応じて意見を述べることでしてしています。
111		予測・評価が適切なものであったか否かの検証が必要である。現在行なわれているアセスは、住民・市民の不安や心配に応えられるようなものになっていない。こうした問題を残したままでは、戦略アセスの制度を導入したところで、形だけで内容が伴わず、何の意味もなさない。	
112		評価文書案において、不適切な複数案が提出されることを防ぐため、公衆、関係都道府県・市町村及び環境省の意見等により、複数案の妥当性をチェックする仕組みを導入すべきです。	
113	(ア) 評価文書案の作成	「案」の熟度はどの程度を指すのか。モデルか基準が必要である。	
114		「評価文書案の作成」は計画策定者だけで調査・予測を行うのは不適當。計画策定者が費用負担し、策定者・関係地域・第三者を含むチームで調査すべき。特に民間事業については、昨今の事例から、計画策定者の調査だけでは公正が保てるか疑問。評価文書案作成に関係地域が参加し協働作業することは、事業者の信頼回復・地域との良好な関係づくりにも役立つ。	熟度は計画種等によって異なり、共通的なモデルや基準を設定することは難しいと考えます。
115	(イ) 評価文書案の公表及び公衆の意見の把握	公衆の意見の把握に当たっては、関係住民等が納得のいく説明会や文書の配布等を実施すること。	計画の検討経緯等に最も知見を有する対象計画の策定者が実施主体となることが適当と考えています。評価の信頼性、客観性等の確保のために公衆、地方公共団体等の関与を得ることが必要としています。アセスにおける公衆とのコミュニケーションのあり方については、コミュニケーションの充実等の取組を進めることが必要である旨を記述しました。
			ご指摘の趣旨は、(2)SEA の手続において記載しています。

116	(I)環境省の意見	環境省大臣意見を形成する際には、規模や影響の度合いに応じて専門家を集めた第三者機関に諮問するしくみを、その過程と結果の透明性を確保したうえで設けるべきである。	ご指摘の点については、SEA の効果的な実施のため環境省において検討していくことが必要と考えています。
117		環境問題には国際的な観点や国全体で捉える観点が多数あり、このような立脚点を具体的に示すためには、「国際的及び全国的な環境保全の観点から環境省の意見を述べる」という文章を加えるべき。	環境省が述べる環境の保全の見地からの意見には、ご指摘の観点も含まれるものと考えています。
118		「必要な場合に」は削除すべき。どのようなケースがあるにしろ環境省から意見を述べるべきである。「必要な場合」がどのようなケースか判断する記述がない以上、あえて明記しておくべきではない。 (ほか同様の趣旨の意見 2 件)	「必要な場合」の判断は環境省がするものと考えています。
119	(3)SEA 評価結果の対象計画への反映等	評価結果の反映状況については、何故反映されたのか、反映された理由を明記する仕組みが必要である。	SEA の検討結果を計画の検討に反映させることを SEA の目的として記述しています。また、反映した理由や反映しなかった理由等については、反映状況を明らかにする中で記述されるものと考えています。
120		評価は意思決定の手段と位置づけ、意思決定や結果と無関係な通過儀礼のマニュアルチェックになってはならない。結果の反映は両者を分ける最重要段階といえる。	
121		「評価文書の内容を踏まえ、環境の保全について適正な配慮に努める」を「環境の保全について適正な配慮に努めるため、評価文書の内容を最大限に対象計画に反映させなければならない」に修正する。	
122		「適正な配慮に努める」ではなく、「適正な配慮をしなければならない」とする。 (ほか同様の趣旨の意見 1 件)	
123		説明責任の確保の観点から、「・・・明らかにする。」の後に「その際、反映しない場合にはその理由も同時に公表すること。」を記載する。	
124	5 . 評価の実施方法	評価の実施方法の中に「公的な第三者機関」の必要性を明記すべきである。既に、オランダやアメリカ等では、第三者機関の事例がある。	ご指摘の点については、SEA の効果的な実施のため環境省において検討していくことが必要と考えています。
125		公衆の参加を促し SEA の実効を上げるために、多くの公衆が参加しやすい環境づくりが必要であるが、ガイドライン案では、評価の実施方法に、「公衆への評価方法の案及び評価方法案の公表の方法」「公衆の意見の把握方法」についての記述が欠落している。	コミュニケーションの充実については、今後取組を進めることが必要である旨を記述しました。
126		計画段階だからこそ、想定される環境影響要因を抽出(スクリーニング)し、(概略的又は簡易な)環境影響予測・評価を行った上で、「著しい環境影響を把握」という流れで進める必要がある。なお、この場合、「環境影響要因」、「環境影響予測・評価」及び「著しい環境影響」は、マイナス面だけでなく、プラス面も把握する必要がある。	評価の実施方法として記述しています。

127	(1)計画特性及び地域特性の把握	種類、位置、規模などで環境負荷の最小化に関するもの全てを把握すべきである。実施が確実なものに限定せず、逆に実施しないことが確実なもの以外全て対象とすべきである。	ここで整理する環境保全措置は評価の前提となる計画特性として把握すべきものです。
128	イ 地域特性	「既存文献調査」の後に「及び公衆などによる調査」を加えていただきたい。	検討の過程で公衆から環境の保全の見地からの意見を聴くこととしており、ご指摘の趣旨は反映されていると考えています。
129	(2)複数案の設定	複数案を設定する際、事業を行わない案を定めることを無条件で義務化すべきである。 (ほか同様の趣旨の意見4件)	「事業を行わない案」の取扱いについては、評価の目的を踏まえて整理しました。
130		本ガイドライン案が、複数案設定の必要性を明示したことを評価する。ただしSEAの複数案には、「事業を行わない案(no action)」も必ず含めるべきことを、必須とすべき。 (ほか同様の趣旨の意見2件)	「事業を行わない案」の取扱いについては、評価の目的を踏まえ、「事業を行わない案は、それが現実的である場合や他の施策の組み合わせ等により対象計画の目的を達成できる案を設定し得る場合等には、それらを複数案に含めるものとする。複数案に含めて考えることが現実的でない場合でも、対象計画に係る事業を行わない場合に将来の環境の状態の悪化が予測される場合や事業の実施により現況の環境の改善が見込まれる場合等には、評価の参考と示すことが必要である」と整理しました。
131		必ず複数案を策定し、事業を実施しない場合を必ず代替案の一つに含めるべきである。また、環境省や自治体、住民や専門家の提案があれば計画策定者が検討することとすべきである。	
132		事業を行わない案の取扱いについては、この案が非常によい。	
133		ゼロ代替案(「事業を行わない」代替案)も複数案の一つとして、事業が行われなかった場合の環境影響評価・比較検討の基礎として明らかにすることが必要であり、環境影響の著しいことが明らかな場合は、計画そのものの中止も選択肢として考慮するべきである。	
134		複数案の設定について単一案で調査しても良いという記載があるが、必ず事業を行わない場合を入れないと何が事業の影響がよくわからず無用な開発事業をやる逃げ道になるので、事業をやらない選択を必ず入れること。	
135		上から7行目の「それが現実的である場合や」は予断を与えるので、削除した方がよいと思う。	
136		複数案については、建物の配置や道路の形状をほんの少し変えることで、姑息な複数案を提出する事業者があるので、複数案を明確に定義していただきたい。	
137		「実施可能な案」というのは極めて主観的な案であるので、客観性を持たせるため、「・・・対象計画の目的を達成し得る実施可能な案として」は削除していただきたい。 (ほか同様の趣旨の意見1件)	

138		住民は環境を重視する生活者であるとともに納税者でもあるので、複数案それぞれには環境への負荷の程度と事業費の予想額を明記してほしい。	評価は複数案間の環境影響の比較により行うこととしています。事業費の予想額等については、本ガイドラインに則して関係省庁等において今後検討される個別の計画についての SEA の実施方法の中で検討されるものと考えます。
139		どのような複数案を作成し評価することが、一番適切なのかを説明できるように、複数案の作成に当たり、事前の積極的なコンサルテーション行為が必要であると考えられる。インターネット等による公表のみではなく、積極的な意見の収集を手続きの中に組み込んでほしい。	コミュニケーションの充実については今後取組を進める必要がある旨を記述しました。
140	(3) 評価項目の選定 ア 評価項目の範囲	必要に応じて、地域社会への影響、経済影響を加えることができるとすべき。 (ほか同様の趣旨の意見 2 件)	ご指摘の点は、本ガイドラインに則して関係省庁等において今後検討される個別の計画についての SEA の実施方法の中で検討されるものと考えます。
141		SEA における環境項目の選定については、環境基本法の範疇を越え、景観法等も踏まえ、より広範な観点から行われる必要がある。例えば良好な景観の保全などに代表される社会的価値観をも踏まえた広義の評価項目を評価の範疇とすることが、多くの公衆意見を引き出すために有効と考える。	景観についても必要な場合に評価を行うこととしています。
142		工事中、供用後の全ての環境負荷、とりわけ特に影響を受けやすい健康弱者が地域にいる場合を想定すべきである。	環境影響を受けやすい地域又は対象を踏まえて評価項目を選定することとしています。
143		評価する環境要素は、当該計画による環境影響がないことが明らかなもの以外は原則として広く含め、スコーピングにより重要要素に絞り込んでいくことが必要である。	評価項目の選定は、SEA の評価の目的に照らし、位置・規模等の検討段階において評価を行う必要のある項目を選定することが適当であると考えています。
144		「熟度」は事業者任せなのか。目的を達成する標準・モデルが必要ではないか。また、「足る」という表現は無責任である。適当でよいということになる。	ご指摘を踏まえ、SEA の目的の周知、実施事例の紹介等を行い、評価を行う計画策定者等をはじめ、公衆等関係者の理解を促し、SEA の効果的な実施を図ることが必要である旨を記述しました。
145	予測は安全側に立って行なうことを明記されたい。		
146	(4) 調査、予測及び評価	調査、予測及び評価の結果が、公衆意見を適切に反映していない場合、もしくは、対象計画に反映されない場合には、公衆が異議を申し立てることができる第三者機関を設置すべき。 (ほか同様の趣旨の意見 1 件)	コミュニケーションの充実については、今後取組を進める必要がある旨を記述しました。
147		調査・予測及び評価を行うにあたっては、計画策定者の裁量に任せてはならず、原則として環境省や自治体、あるいは住民や専門家が求めたものを広くあげておいて、当該手続きの中で、スコーピングにより重要要素に絞り込んでいくべきである。	評価項目の選定は、SEA の評価の目的に照らし、位置・規模等の検討段階において評価を行う必要のある項目を選定することが適当であると考えています。
148	ア 調査手法	予測及び評価に必要な情報は、官・専門家だけの情報には限界がある。広	ご指摘を踏まえ、SEA の目的の周知、実施事例の紹

		報・民間による提案・提案者表彰制度等国民一体的盛り上げ方法も具体的に提示すべきである。	介等を行い、評価を行う計画策定者等をはじめ、公衆等関係者の理解を促し、SEA の効果的な実施を図ることが必要である旨を記述しました。
149		SEA では十分な既存データが期待できず、十分な評価ができない可能性がある。また、住民等からは必ずしも意見が寄せられるとは限らず、事業者作成の資料のみに頼っては、偏った判断になりかねない。そのため、住民等の地域に関する知識や専門家の経験に立脚したコメントによって補完することがより重要になるものと考えられ、最低限、専門家による現地予備踏査と意見聴取を義務づける必要がある。	評価の信頼性、客観性等の確保のために公衆、地方公共団体等の関与を得ることが必要としています。
150	(5) 評価結果の取りまとめ	スコーピングにより絞り込んだ重要要素について、どの選択肢の環境負荷が今以上に悪化しないか(計画の前提)、最小になるかを比較し、どの案が環境負荷が最低になるかを示すべきである。	複数案間の環境影響の比較評価等により、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図ることとしています。
151		まとめにあたっては、計画策定者が作成した内容を環境省、自治体、住民や専門家が精査し、瑕疵があれば修正させることとすべきである。	評価の信頼性、客観性等の確保のために公衆、地方公共団体等の関与を得ることが必要としています。
152	6. その他 (1) 公共事業分野における関連する取組との関係	国交省のガイドラインのなかで SEA を、というのは SEA を形骸化するもので目的に反する。	それぞれの計画での SEA の実施方法については本ガイドラインを踏まえて関係省庁等が個別のガイドライン等を策定し、その取組を進めることを期待しています。既に国土交通省においては、PI の取組を実施しているところであり、PI において本ガイドラインを踏まえて重大な環境影響の回避又は低減に向けた検討がされることが望ましいと考えています。
153	本ガイドライン案と「国土交通省の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」は、本ガイドライン案の成立を機に、省庁管轄の壁を取り去り、一体化すべき。環境保全、延いては、"sustainable development"、"sustainable society"の実現には、行政間の横の連携による取組みはもとより、公衆と行政の信頼関係構築が不可欠。		
154	関連する取組が広く行われ、多くの知見が出されることは大変結構なことなので、既存の取組があればそれも併せて用い、知見がより広く集約されればよい。		
155	「ことが望ましい」は削除すべきである。評価結果を文書にわかりやすくとりまとめ、公表することは、説明責任であり、望ましいという記述は不適切である。 (ほか同様の趣旨の意見 2 件)	ご意見を踏まえ関連部分を修正しました。	
156	(2) 民間事業者等の取扱い	民間事業においては現行制度で十分であり、SEA を導入する必然性はない。従って、該当箇所の削除を求めるものである。 (ほか同様の趣旨の意見 2 件)	
157		「適切な方法の選択により、検討経緯及び評価結果等を記載した文書を作成し公表するなど可能な限り取り組むことが期待される。」ということは、現行の EIA 手続きを SEA の代替として選択しても良いと解することもできるがそれでいいか。	それぞれの計画での SEA の実施方法については本ガイドラインを踏まえて関係省庁等が個別のガイドライン等を策定し、その取組を進めることを期待しています。民間事業者については、本ガイドラインの対象計画が規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそ

158		案件に応じて、事業者が事業者の判断で、可能な範囲で自主的に実施するということがいいか。	れがある事業の実施に枠組みを与える計画のうち事業の位置、規模等の検討段階のものであることに鑑み、CSR等の考え方を踏まえ、可能な限り本ガイドラインを踏まえ、環境保全上の配慮の取組を透明性を持って推進していくことが期待されます。
159		環境に影響を与えることについては、公共事業分野と全く同じ立場なので、民間事業者等について特別扱いにすることは、SEAの本来の意義からみてふさわしくないと考えられる。	
160		国が許認可を行う民間事業、とりわけ環境影響評価法の対象事業である発電所と廃棄物処理施設については、民間事業者の環境負荷が質的に異なるわけではないので、国や自治体のものと完全に同じ手続きを行うこととすべきである。	
161		「SEAについては、・・・検討経緯及び評価結果を記載した文書を作成し、公表するなど、・・・」を削除する。 「適切な方法の選択により」のような曖昧な表現で、民間事業者にとって最も重要な企業秘密の一つであり、事業の発展を期して実施する「新規事業に関する検討経緯及び評価結果」を、環境影響評価法第五条等の条文を遂行する上で定められた期日より前にこの内容を文書に作成して公表することは、全く受け入れられない。	
162		「一方、・・・、可能な限り取り組むことが期待される。」は削除すべきである。環境配慮の義務に官民の違いはなく、ガイドラインに民間事業者に対する特例措置的な記述をすべきではない。 (ほか同様の趣旨の意見3件)	
163		SEAの実施要否・具体的な実施事項等が曖昧であるため一般的には理解しにくく、且つ誤解を招く表現と考える。	
164	(3)SEAの評価結果の取扱い	環境への配慮をどのように反映し、住民・専門家等の意見が意思決定の際にどのように考慮されたのか、他の合理的な代替案に照らし最終的な計画・プログラムを選択した理由を明らかにしなければならない。	4.(3)において評価結果の反映状況について対象計画を決定し、公表する際に明らかにすることとしております。
165		「が望ましい」は、削除すべきである。環境影響評価方法書の作成に活かすことが原則としてあるべきである。	事業の位置・規模等の検討段階におけるSEAの実施者とEIAの実施者は同一であり、SEAの評価結果は原則環境影響評価準備書の作成に活かされるものと考えています。
166	参考付表 - 1	「汽水域」を加えるべきである。「汽水域」は、川から流入する淡水と海水とが織り成すエスチャリー循環と呼ばれる特別な沿岸流の生じる場所であり、河口・内湾の生物生産や水質浄化に大変重要であるとともに、生物多様性の維持にとっても重要である。	参考付表 - 1の「地域特性」などについては、一つの例として記載しているものであり、その趣旨を明記しました。 また、「汽水湖」については、ご意見を踏まえて追記しました。
167	参考付表 - 2	環境特性図のような図譜は、上位計画における評価においては重要な判断材料となるが、整備が進んでいない。早期に整備されるよう国が補助する	国、都道府県及び市町村において、環境の保全の観点から重要な地域や環境影響を受けやすい地域等を地図

		などによって全国的な整備、内容の充実が図られるよう希望する。	情報として示すなど、地域の環境情報を整理し、事業者の求めに応じて提供することが望ましい旨を記述しました。
168		プリューム式・パフ式は古典的拡散式であり適用範囲が極めて限られており、具体的に記述することは不適當である。SEA 段階ではもっと概略的に現状の大気汚染状況と近い将来の予測を経験則などで概略予測する程度に留める方がよいと思う。	参考付表 - 1 の「地域特性」、参考付表 - 2 の「理論式等」などについては、一つの例と記載しているものであり、ご指摘を踏まえ、その趣旨を資料に明記しました。
169		数値モデルは最新の科学的到達点に基づくモデルを使用すること。	
170		ポーレンワイダーは、すべての湖沼・貯水池にあてはまるほど完全なものではないことが多くの研究者により指摘されており、SEA の予測手法の具体的事例としてあげるべきではない。	
171		生態系の項について、これまでの事例では希少種などの列挙などはあっても、「その存続には十分な生活領域が残され確保されている」といういい加減な判断がすぐ記載されていて非常に非科学的である。ある期間にクマタカが何を幾頭捕獲できたとか、その捕獲対象の生息密度などはまったく調査されない。儻びた博物学は環境アセスには不要である。	
172	参考付表 - 1 及び 2	「参考付表 - 1 及び 2」の表中、「触れ合い活動の場」は、アセス法関連資料の用例に従うと「触れ合いの活動の場」が正しいと思われる。	
173	全般的事項	現行の事業アセスで欠けている 3 つの問題（空間的に離れた地域への影響が無視されてきた、時間的に長期間の影響が無視されてきた、開発の累積的な効果が無視されてきた）をこの SEA ガイドラインはどのように改善しようとしているのか、案を読んでみても読み取ることができない。SEA では、上位計画検討の段階で、事業の実施の有無も含めた代替案を複数たてて検討するわけであるから、空間的・時間的・累積的影響を、十分広く・長く・総合的に捉えて、行政の縦割り枠にとらわれずにアセスを実施することが必要である。	複数の事業の実施による複合的・累積的な影響の評価方法の検討等環境影響の評価技術の充実、計画策定プロセスの調査等を行いつつ、今回検討しなかった上位の計画及び政策の決定に当たっての SEA について更に検討を進める必要がある旨を記述しました。
174		本ガイドラインに Policy や Plan 段階における環境面の検討についても考え方を示す必要があるのではないか。あるいは、本ガイドラインにしっかりと Policy、Plan、Program の各段階において SEA が必要であるという基本的考え方を示した上で、「事業の位置・規模等の検討段階における SEA」として位置づけてはどうか。	
175		「政策」や「計画」の立案段階でも、環境配慮を行わなければ、本来の SEA の目的は達成されず、広域的・累積的・複合的な影響についても改善されない。今回対象とならなかった「政策」や「計画」についても、法制度化に向けた今後の課題として取り組むべきである。	
176		海岸・河口など、管理主体が輻輳、あるいは、整理が十分でない空間につ	

		いて、SEA の導入を超省庁検討する組織や機関を作るのを検討してほしい。	
177		事業者向けのガイドラインであるが、広く一般に理解を求める必要もあるので、別途小学校高学年の教職員にも理解できるガイドを作成すべきである。	今後 SEA の目的の周知、実施事例の紹介等を行い、評価を行う計画策定者等をはじめ、公衆等関係者の理解を促し、SEA の効果的な実施を図ることが必要である旨を記述しました。
178		SEA を実効性のあるものにするには、公衆の参加の確保が必須である。その一つの方策として、SEA に関する理解を促進するような広報も一案である。	
179		本ガイドライン案の文章が、分かりにくい。1つの文章が6行も7行もある箇所が何箇所もあり、意味を理解するのに骨が折れる。非常に不親切な文章だと思う。	
180		公開の議論のもと、SEA が必要であった具体例を整理、事例分析を行う環境政策を進めてほしい。	
181		予想される影響に対応できるだけの能力・ノウハウを地方自治体が所持しているか、という点も SEA での評価に含めるべき。	
182		SEA の分析内容が事業段階における環境影響評価作成に活かされるだけでなく、SEA のアウトプットとして、具体的な行動計画を作成することが必要。	
183		現状のアセスは以前に評価した場所を再開発しても評価対象にならないが、これは、住民からしてみる理解できないし、被害も甚大になる可能性があるため、以前評価した所を再開発する際には必ず評価をしなければならないことを付記すべきである。	
184		すべての事業所は、開発時に、SEA のガイドラインに沿う検討をすべき。特に、水やエネルギーなど自然資源の利用により、公益性を持つ業界では、当然のこと。	
185		SEA 導入ガイドライン(案)について、以下の事項について要望する。SEA の積極的な推進、SEA 技術手法(調査・予測及び評価、コミュニケーション等)の早期確立、協会認定資格「環境アセスメント士」の SEA 関連業務への活用、環境アセスメント基本情報の整備・普及、SEA の教育・啓発・広報の推進。	
186		SEA に係わったコンサルタントを公表すべき。	
187	全般的事項 (発電所関係)	民間事業である発電所建設において、基本構想から地点選定に至る段階は経営戦略の範疇であり、この段階の情報を公開することはエネルギーセキュリティ上で非常に問題となるリスクがあること、現在の EIA 制度が	発電所については、結論が得られなかったため、これを踏まえた取り扱いが必要であると考えます。

	十分に機能していることから、発電所の建設計画プロセスに SEA を導入する必要はない。 (ほか同様の趣旨の意見 1 3 件)
188	基本構想検討、地点選定調査、計画地点選定段階の検討事項については、民間事業者の経営戦略に係る範疇であり、これらを SEA の手続きとして公表することは権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがある。また地元調整が未調整のまま地点に関する複数案の評価を示すと、地元の皆様方に不要な混乱を起こすこととなる。このため、発電所建設については計画の公表までは基本構想情報の公開は困難である。 (ほか同様の趣旨の意見 6 件)
189	本ガイドライン案に記載している評価項目、手法等は、既に EIA で実施している内容と同様のものである。現在の EIA に加え、さらに同様の内容である SEA を実施することは、屋上屋を重ねる規制強化に他ならず、大きな負担を強いることから、本ガイドライン案に反対する。 (ほか同様の趣旨の意見 7 件)
190	SEA を導入した場合、地元、自治体等に無用の混乱を招き、立地が困難になることが危惧され、エネルギーセキュリティ確保の観点からも非常に大きな問題があること、それに費やされる時間とエネルギーが民間事業者にとっては過大となることから対象計画に発電所を含めることには反対である。
191	発電所の開発には、現行制度においても環境アセスメントの開始から営業運転開始まで 10 年程度と長期間を必要としており、SEA の導入により更に長期化することになる。経済など社会環境の変化が激しい中、発電所の開発期間が長期化すれば、電力需要に応じた発電所の開発が困難化し、供給信頼度への悪影響が生じる。 (ほか同様の趣旨の意見 2 件)
192	事業者アセス (EIA) の方法書の手続きで、事業の背景、経緯、必要性並びに環境保全の配慮に至るまで十分に検討されている。従来より、発電所の開発に関する環境保全の重要性は十分認識しており、現行の事業者アセスの対応の中で、地域住民・有識者の意見の計画への反映も含め適切に対応している。 (ほか同様の趣旨の意見 1 件)
193	現在も競争環境下にある電気事業において、一方のみが対象となり得る SEA は、やはり容認することはできない。
194	2. 対象計画において、「(法定計画以外の任意の計画を含む。)」を削除するか、「(発電所建設を除く)」の一行を追加することで対象から民間事業である発電所建設を除外願いたい。 (ほか同様の趣旨の意見 3 件)

195	SEAを導入するのであれば、従来 EIA と比べ回避・低減されるであろう重大な環境影響が具体的に明示されること、SEA で何をどのような方法で行うかについて納得できる説明が必要。
196	民間事業者が行う発電所設置等の事業に係るものを SEA の対象から除外できない場合は、あえて世界にも例のない民間事業者の個別地点の計画をも対象とした SEA に関する手続きを「可能な限り取り組むこと」とする理由、現行の発電所 EIA 制度と SEA 制度とが二重手続きとはならない理由、SEA 手続による期待される効果を明確にしていきたい。 (ほか同様の趣旨の意見 1 件)
197	自家発電所を新たに設置する場合は、通常、事業所内で、主力設備の新・増設等と同時に行われるため、限られた用地の中で複数の候補地を提示することは極めて困難。
198	電気事業者は、将来の電力需要の見通しのもと、様々な条件を総合的に検討したうえで、発電所の建設地点を選定しており、これは経営戦略の範疇である。発電所建設地点公表前に戦略的環境アセスメント制度を発電所に適用するということは、民間事業の経営判断に国が介入するということであり、了承できるものではない。
199	海外では国の計画、公共事業にしか SEA は実施されておらず、民間事業である発電所個別に実施した例はないと認識している。これは、企業の経営戦略にかかる情報を公開することで、同業他社による妨害活動といったものが発生するなど、本来の自由競争が阻害されることを懸念したからではないか。日本においても、民間事業の経営情報を公開させるような SEA は自由競争を促す観点からも実施すべきではないと考える。 (ほか同様の趣旨の意見 1 件)
200	現在の EIA の問題点、SEA 独自の利点、SEA の対象とすべき事業等について、具体的に議論することなく、共通ガイドラインを策定しようとするやり方は強引すぎるのではないかと。SEA の意義は認めるが、その対象となる事業は公共事業に限定すべきであり、競争社会の中で経営戦略が必要な民間事業者については、SEA の対象から外すべきと考える。発電所事業を含め、民間事業を SEA の対象とすることには反対する。
201	発電所の立地地点の選定においては、様々な経緯を総合勘案することから、立地の複数案は困難。特に地熱開発においては、地熱資源の調査結果に基づき、一意的に開発地点が決定される。これらのことから、立地地点選定において複数案検討は困難であり、SEA の対象外とすべきである。
202	具体的内容が全く示されておらず、ガイドラインの体をなしていない。4 . (1)と 6 . (2)が循環論法に陥っている。民間事業者を含めようとするところに無理があるため、民間事業者等は対象とすべきではない。

203	<p>化学業界において自家発電所を新たに設置する場合は、事業所内の主力工場の大増設と同時に、一体で行うのが常であるが、事業所内の限られた用地の中で、複数の候補地を提示することは極めて困難。</p>		
204	<p>新聞報道等では、一部の SEA 推進派（SEA 総合研究会委員）による意見が大きく取りあげられて、発電所だけが悪者のように扱われているが、「(SEA の導入は)世界の常識」とか「(SEA を導入しないと)日本の信頼は失墜する」との意見は偏った意見と考える。必要なのは、海外の事例を安易に引用することではなく、国内の実状を見て、対象とすべき事業が適切に判断されることではないか。実情を理解しない偏った考えの委員主導により行われている研究会は妥当か。パブコメはさまざまな立場の人から広く意見を収集する機会であり、今回のパブコメで出された意見が適切に扱われることを望む。</p>		
205	<p>SEA は民間事業であってもその対象とすべき。例えば公共性の高い発電所に関する建設計画が、実施主体が民間であるとの理由のみで、本ガイドライン案の範疇外になっては、本ガイドライン案の実効性はもとより、公衆からの本ガイドライン案への信頼も半減する。</p>		
206	<p>SEA の対象は事業の主体・規模にとらわれず設定してほしい。特に民間事業においては、一旦事業が認定されると半永久的な財産権に似た性質を持つため、その権利を侵害してまでの事業開始後の修正が困難である。民間事業と言えども、電力事業者の場合は発電所建設の費用が電気料に含まれて徴収される公共事業に似た性質があり、建設地点選定・環境評価は一般の民間事業のように単なる競争市場の経営戦略の範疇とは言えない。 (ほか同様の趣旨の意見 1 件)</p>		
207	<p>対象事業は、環境影響評価法で定める事業に留まらず、環境影響の大きい事業や民間事業も明確に含めるべきである。特に、発電所事業は、電源開発という公共事業の側面を持ち、一方で企業の社会的責任が求められることから、SEA を導入すべき。 (ほか同様の趣旨の意見 1 件)</p>		
208	<p>一般的事項 (土地改良事業)</p>	<p>土地改良事業では事業の申請は三条資格者である農家によって行われることから、SEA については、申請人たる農家に過重な負担をかけることのないよう配慮することが必要である。 (ほか同様の趣旨の意見 2 件)</p>	<p>本ガイドラインは、計画策定プロセスや手続等が異なる様々な事業について、計画策定の早期の段階での環境配慮の組み込みに向けたシステムの基本的な考え方を示すものです。</p>
209		<p>土地改良事業では計画の発議(要望)は農家が行うが、農家 = 土地改良区の現体制では、技術的にも経済的にも SEA の実施主体になるには無理があると思われる。従って、必要となれば、SEA の実施主体は予想される事業主体でも可能とするべきではないか。少なくとも土地改良の分野では、従来のアセスメントで支障ないものと思われるので、計画の周知程度で良いのでは。</p>	<p>それぞれの計画への SEA の導入は本ガイドラインに則して関係省庁等が個別のガイドライン等を作成し、その取組を進めることを期待しています。</p>

210		土地改良事業の場合は個別地区の事業計画決定のみであり、この段階で行う従来のアセスに加えて SEA を別途に行う必要性が不明。 (ほか同様の趣旨の意見 2 件)	
211		土地改良事業では環境への配慮が法的に義務づけられており、また、計画決定前に地域住民からの意見聴取を行うことが法律上定められている。これと SEA との関連性が不明確である。計画策定に係る費用、期間に無駄がないような仕組みとすべきである。	
212		事業レベルにおいても環境アセスが求められていることから、二重の負担とならないようにするとともに、事業レベルでの環境アセスは極力簡素化する方向で検討願いたい。	
213		土地改良法に基づく事業は、事業採択 1 年前の同法に基づく開始手続を行う段階で環境評価を行っていることから、同じ時期にしていきたい。	
214		土地改良事業について計画の各段階で様々な環境配慮の取組が実施されていることなどから、既に各種事業分野において独自に行われており、さらに高度化が図られようとしている環境配慮に関する取組みを十分尊重し、かえってそれらを阻害することのないよう運用すること。	
215		土地改良事業については、計画策定主体と事業の発案者が異なるなど、一般的な事業と異なる面があることから、事業分野毎に異なる計画策定プロセスの特性を踏まえ、混乱を生じさせないよう、また国民に過大な負担(あるいは我慢)を強いることのないよう運用すること。	
216	全般的事項 (河川事業)	河川事業での戦略アセスに特化した意見 ・今回のガイドラインが成立し次第、それを踏まえた河川事業に特化した SEA を直ちに作成すべき。 ・その際には、透明性のあるプロセスにより、国民の意見を広く聴き、反映しながら策定すべき。 ・SEA 運用にあたっては、地域や河川の特性に応じた柔軟な方法を流域住民と対話を重ねながら進めていくべき。 ・河川整備計画段階ではなく、より早期の河川整備基本方針の段階で SEA を実施すべき。	それぞれの計画での SEA の導入は、関係省庁等が個別のガイドライン等を作成し、その取組を進めることを期待しています。
217	その他	位置・規模等の検討段階よりもさらに前段階での SEA 導入に向けて、環境省だけではなく関係する全省庁が取り組む必要がある。来年度以降、環境省がイニシアティブをとって是非進めていただきたい。 (ほか同様の趣旨の意見 1 件)	複数の事業の実施による複合的・累積的な影響の評価方法の検討等環境影響の評価技術の充実、計画策定プロセスの調査等を行いつつ、今回検討しなかった上位の計画及び政策の決定に当たっての SEA について更に検討を進める必要がある旨を記述しました。
218		今回のガイドライン案は、EIA(事業アセス)に似ている部分が多いが、「事業の位置・規模等の検討段階」なのでやむを得ない。今後は、より上位の国レベルの各種の基本計画の策定自体に対しても、戦略的環境アセス	

	メントを行う方向で、検討を進めてほしい。その際、温室効果ガス、特に二酸化炭素はあらゆる所から排出され様々な計画に関係があるので、すべての計画について温暖化防止の視点でチェックする仕組みとすべき。	
219	SEA が部分的にでも制度化へ大きく踏み出したことは誠に喜ばしい。	本ガイドラインに基づいて各計画に応じたシステムが早急に導入され、各計画に適切な環境配慮が組み込ま
220	「4. SEA に関する手続等」以降はたいへんよいものになっており、案件に応じた適切な SEA を柔軟に実施できると感じた。	れることにより、持続可能な社会の構築への新たな歩みが加速されることを期待するものです。
221	「戦略的環境アセスメント」の「戦略」という用語について見直しを検討してほしい。「計画アセス」、「政策アセス」などが妥当と考える。	これまでの研究会でも「戦略的環境アセスメント」として検討してきています。SEA の目的の周知、実施事例の紹介等を行い、計画策定者等をはじめ公衆等関係者の理解を促し、SEA の効果的な実施を図ることが必要であると考えています。
222	広域な環境調査は、国の組織として独立的な組織を設立して全国的な視点で検証された環境基準を備え、ストックされた環境情報を必要に応じて活用させるシステムにしてもらいたい。	関係機関において、地域の環境に係る情報を整理していくことが望ましい旨を記述しました。
223	SEA の実施方法として以下の手法を考えている。 ・メッシュ手法：1 km メッシュ等、案件に応じて必要なメッシュサイズを設定し、調査検討範囲内における各メッシュ毎に、環境面、社会面、経済面等の様々なコントロールポイントについて、ポイントの密度、広がり具合によるランク分け、環境面、社会面、経済面等のカテゴリーでのランク分け、カテゴリー間の優先度、重大性、緊急性などで重み付けを行った上での「総合評価」を行うといった手順で、事業の位置・規模等（道路事業であればルート・道路幅・道路形態など）を検討する。 ・各種手法の実施により設定された複数案に対して、上位計画の内容に応じて、関係省庁職員、自治体職員へのアンケート、住民アンケート（投票）等を実施して、比較検討を行う。	SEA の評価目的に即した評価方法の検討を行い、効果的な SEA の実施を図る必要があると考えています。
224	ガイドライン策定後のフォローアップと今後の課題の対応のため、現在の環境省のキャパシティーではその実施が困難であることもしばしばあると考える。従って、環境省の審査体制などキャパシティーの向上が必要。	ご指摘の点については、SEA の効果的な実施のため環境省において検討していくことが必要と考えています。
225	「SEA 導入ガイドライン（案）に対する意見」の募集期間を最低でも3週間は確保すべきだった。（ほか同様の趣旨の意見2件）	15日という意見募集期間は十分でなかったことは認識しています。本ガイドラインについては不断に見直ししていくこととしており、見直しに当たっても国民の皆さまのご意見の聴取に努めてまいりたいと考えています。